

○上天草市定住促進船員就職祝金交付要綱

平成28年3月31日告示第37号

改正

令和4年3月31日告示第19号

上天草市定住促進船員就職祝金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の海上運送（以下「海運」という。）事業において船員の高齢化が著しく、将来の船員不足が懸念されるため、地元海運事業者に就職した者に対し予算の範囲内で上天草市定住促進船員就職祝金（以下「祝金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）海技免許 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第1号及び第2号に規定する海技士の資格をいう。
- （2）新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校又は独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）に定める独立行政法人海技教育機構（以下「高等学校等」という。）が設立した学校を卒業した者で、当該卒業年度の翌年度から3年以内に卒業したものをいう。
- （3）転入者 市外から本市に転入した者で、住民票の登録をした日の年齢が50歳以下の者（本市への再転入者を含む。）をいう。
- （4）地元海運事業者 本市に主たる事業所を有し、内航海運業法（昭和27年法律第151号）第3条第1項の規定による内航海運業の登録を受けているもの又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第58条第1項の規定による船員派遣事業の許可を受けているもの

（交付対象者）

第3条 祝金の交付対象者は、新規学卒者又は転入者で次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）海技免許を有する者
- （2）市税等の滞納がない者
- （3）地元海運事業者に常時雇用されている者
- （4）市内に住所を有する者
- （5）上天草高等学校生地元就職祝金の交付を受けていない者
- （6）この要綱による祝金の交付を受けていない者

（祝金の額）

第4条 祝金の額は、1人当たり10万円とする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 祝金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、上天草市定住促進船員就職祝金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、地元海運事業者に就職した日の属する月から起算して9か月を経過した月以降に、市長に提出しなければならない。

- （1）住民票の写し
- （2）海技免許及び船員手帳の写し
- （3）市税の未納がない証明及び上水道使用料収納証明書
- （4）船員雇入契約書の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、地元海運事業者に就職した日の属する月から起算して3年を経過した月以降には申請することができない。

（交付決定及び祝金の額の確定）

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、祝金の交付決定及び額の確定をしたときは、上天草市定住促進船員就職祝金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

（祝金の請求）

第7条 祝金の交付決定及び確定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、祝金の交付を受けようとするときは、上天草市定住促進船員就職祝金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（祝金の交付）

第8条 市長は、交付決定者から前条の上天草市定住促進船員就職祝金請求書の提出があったときは、祝金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、祝金の交付額の全部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請により祝金の交付を受けたとき。
 - （2）その他市長が返還の必要があると認めたとき。
- （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第19号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

上天草市定住促進船員就職祝金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

上天草市長 様

申請者 住 所
氏 名

上天草市定住促進船員就職祝金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり
申請するとともに関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 申請額 金 円

2 就職年月日 年 月 日

3 事業者名

(1) 事業者名

(2) 所在地

添付書類

(1) 住民票の写し

(2) 海技免許及び船員手帳の写し

(3) 市税の未納がない証明及び上水道使用料収納証明書

(4) 船員雇入契約書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

上天草市定住促進就職祝金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

様

上天草市長 印

年 月 日付けで申請のありました上天草市定住促進船員就職祝金については、上天草市定住促進船員就職祝金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

交付決定及び確定額 金 円

上天草市定住促進船員就職祝金請求書

年 月 日

上天草市長 様

請求者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定通知が
あった上天草市定住促進船員就職祝金について、上天草市定住促進船員就職祝
金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円
